

京都市消防団専用アプリケーション実証業務委託に係る受託候補者の公募について
(募集要項)

京都市消防団専用アプリケーション実証業務委託に係る受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の内容

別紙1「京都市消防団専用アプリケーション実証業務委託仕様書」のとおり

2 契約上限額

金22,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たしている者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている若しくは契約の締結時までの登録が見込まれていること。
なお、契約締結時までの登録を参加資格とする場合は、その根拠を提示すること。
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の議員(候補者を含む。)や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (4) 本業務委託の仕様書を十分に理解し、業務委託を実施できる規模のスタッフを有し、業務委託を的確に遂行できる者であること。
- (5) プライバシーマーク制度の資格又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の資格を有する事業者であること。

4 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。(提出先は、後記「10 問合せ先及び提出先」のとおり)

(1) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 提案企業概要等(様式2)

プライバシーマーク制度等の資格の有無がわかるもの。

イ 提出部数

持参又は郵送の場合：4部

電子メールの場合：1部（ただし、全てPDF形式とする。）

ウ 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時00分

(2) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市消防団専用アプリケーション実証業務委託に係る企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

(イ) 見積書及び見積内訳書（任意様式）

イ 提出部数

別紙2「京都市消防団専用アプリケーション実証業務委託に係る企画提案書等作成要領」のとおり。

ウ 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時00分

(3) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 応募手続きの過程において、次の事項の一つに該当するものは、失格とする場合がある。

(ア) 提出書類の提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 仕様書の要件を満たしていないもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出書類は、受託候補者の選定以外には使用しない。

(ウ) 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(エ) 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

(カ) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問が可能な者

本書及び仕様書等の記載内容に対して質問のできる者は、前記「4 応募手続等」にある「参加表明書」を提出した者のみとする。

(2) 質問期限

令和8年5月8日（金）午後5時00分（質問期限後の質問は一切受け付けない）

(3) 質問方法

京都市消防局消防団・自主防災推進室（担当：采女、鳥居）に電子メール（kyoyoshobo@city.kyoto.lg.jp）で問い合わせることとし（様式は任意）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

令和8年5月15日（金）に、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールにて通知する。

6 選定方法等

(1) 選定方法

選定は、「京都市消防団専用アプリケーション実証業務委託候補者選定委員会」が行う。選定の対象は、企画提案書の提出者（無効となった者を除く。以下「提案者」という。）とする。提案者が企画提案書に基づいて行うプレゼンテーションに対して審査を行い、最も評価点が高い提案を行った者を受託候補者として選定する。（合計点が同点の場合は見積金額が最も低い提案者を選定する。）ただし、提案者のいずれの評価点も72点に満たない場合は、プロポーザルを再度実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 日時

別途、本市が選定した日時とする。

イ 場所

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2 京都市消防局本部庁舎

ウ 方法

(ア) プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。

(イ) プレゼンテーションの実施時間は、30分以内とし、企画提案の説明時間は、20分程度、本市からの質問及びその回答時間は、10分程度とする。

(ウ) プレゼンテーションに参加しなかった事業者は失格とする。

(エ) プレゼンテーションの方法は事業者の任意とする。

(オ) プレゼンテーション実施前に、会社名を名乗ることとする。

(カ) プレゼンテーションは本市が提案内容の審査を行うために必要な内容とし、本委託業務の履行に関連しない会社説明等については、最低限に留めること。

(キ) プレゼンテーションにおいて企画提案書以外の配付資料がある場合は、席上での配付を認めることとする。その場合、配付資料は提案者が本市職員の指示する部数を準備すること。

(ク) プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機材は提案者が準備すること（マイク、スピーカー及びモニターは本市で準備する）。

エ 注意事項

(ア) 応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてプレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール又は書面により通知する。

(イ) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった提案者又は指定の時間に30分以上遅刻した提案者は選定の対象外とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、提案者に対し電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページで公表する。

7 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容審査要領」のとおり。

8 業務委託契約に関する協議

選定した第一受託候補者と協議し、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。なお、第一受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の受託候補者と協議を行う。以後、同様とする。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約上限額の範囲内において、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約締結日が予定から前後することにより、契約期間の終了も前後するため、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、令和9年2月26日を期限とする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けられることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

10 問合せ先及び提出先

京都市消防局 消防団・自主防災推進室（担当：采女、鳥居）

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

電話：075-212-6696

FAX：075-212-6958

メール：kyoyo-shobo@city.kyoto.lg.jp